

一般廃棄物処理業許可書

住 所 帯広市西 2 3 条北 4 丁目 1-2  
氏 名 有限会社 タナベ  
代表取締役 田邊 宏 様

令和8年4月17日 に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	家屋解体に伴う一般廃棄物・遺品等に限る伐根・草木・ボサ等
営業所の所在地及び名称	帯広市西 2 3 条北 4 丁目 1-2 有限会社 タナベ	
許可期間	令和 8 年 5 月 23 日 から 令和 10 年 5 月 22 日 まで	
一般廃棄物の収集を行うことができる区域	浦幌町一円	
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	帯広市西 2 4 条北 4 丁目 1 番地 5 十勝圏複合事務組合 くりりんセンター
	その他	(1) 収集運搬にあたっては、飛散、流出の防止等に留意すること。 (2) 許可に関する営業を行うにあたっては、各関係法令を遵守すること。 (3) 許可証の有効期限が満了したとき又は、営業を廃止したときはその効力を失う。 (4) 新たな搬入（搬出）がある場合、別途協議すること。

令和8年4月30日

浦幌町長 井 上 亨

